平成27年度第1回滋賀県特定非営利活動法人指定委員会　次第

日時：平成27年10月22日(木)午後2時から
場所：県庁本館1－B会議室

1　開　　会

2　課長あいさつ

3　委員紹介

4　会長・副会長選任

5　議　　事
(1) 滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について
(2) 特定非営利活動促進法の改正等の関連情報について

6　その他

7　閉　　会

[配付資料]

滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状および他府県の条例個別指定法人の状況	(資料1)
特定非営利活動促進法関連の動きについて	(資料2)
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案	(資料3)
休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージ	(資料4)
ＮＰＯ法人への信用保証制度の拡充について	(資料5)

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例	(参考資料1)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例	(参考資料2)
滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則	(参考資料3)
滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領	(参考資料4)

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会　委員候補者名簿

（敬称略、五十音順）

氏　　名	現　　職
歌代（うたしろ） 泰和（やすかず）	公益財団法人淡海文化振興財団常務理事 兼事務局長
浦坂（うらさか） 純子（じゅんこ）	同志社大学社会学部教授
西川（にしかわ） 吉典（よしのり）	公認会計士
秦（はた） 憲志（かずゆき）	公立大学法人滋賀県立大学地域共生センター 専門調査研究員
山本（やまもと） 久子（ひさこ）	弁護士

資料1

滋賀県所管の特定非営利活動法人の現状について

（1）ＮＰＯ法人の現状

県内ＮＰＯ法人の認証数について、ＮＰＯ法が平成10年12月に施行されて以降、平成24年度までは増加していましたが、平成25年度から微減に転じております。これは、平成25年度以降、自主解散数や認証取消数が増加したためです。なお、ここ数年の年間認証数は約30で推移しており、減少傾向にはありません。

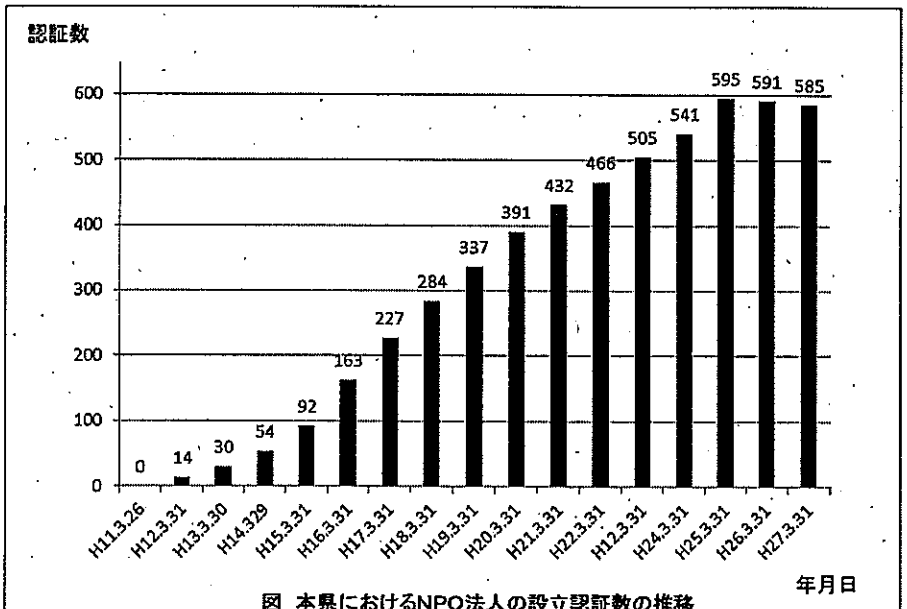

図 本県におけるNPO法人の設立認証数の推移

出典：内閣府NPO統計情報

県内ＮＰＯ法人の活動内容については、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行うＮＰＯが法人が393法人と最も多く、県内585法人のうち、67.2%の法人が選択している。本県の特徴として「まちづくりの推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」および「環境の保全を図る活動」に取り組むＮＰＯ法人が多くなっています（表）。

表 県内NPO法人が取り組む特定非営利活動の種類と法人数

上位7活動 平成27年3月末現在

特定非営利活動の種類	法人数	割合	
		滋賀県	全国
保健、医療又は福祉の増進を図る活動	393	67.2%	58.5%
まちづくりの推進を図る活動	373	63.8%	43.8%
連絡、助言又は援助の活動	349	59.7%	45.5%
子どもの健全育成を図る活動	337	57.6%	43.6%
社会教育の推進を図る活動	321	54.9%	47.7%
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	256	43.8%	34.5%
環境の保全を図る活動	244	41.7%	27.7%

（2）認定ＮＰＯ法人、仮認定ＮＰＯ法人、条例個別指定ＮＰＯ法人の状況

県内のＮＰＯ法人の認定件数は、平成25年度以降急速に増加し、平成27年10月21日現在で、認定ＮＰＯ法人が13法人。仮認定ＮＰＯ法人が１法人、条例個別指定ＮＰＯ法人が１法人となっています。

平成25年度以降、件数が増加した背景としては、中間支援組織等と連携し、積極的な制度周知に努めた結果と考えられます。

なお、条例個別指定ＮＰＯ法人は、平成25年度に指定した特定非営利活動法人あさがお のみとなっています。仮認定の経過措置が平成27年３月31日まで設けられていたこともあって、ＮＰＯ法人の指定は、全国的にも進んでいない状況です。

○県内の認定ＮＰＯ法人、仮認定ＮＰＯ法人、条例個別指定ＮＰＯ法人の状況

No	認定	仮認定	条例指定	法人名	認定期間
1	○			特定非営利活動法人しがＮＰＯセンター	H25.9.11～H30.9.10
2	○			ＮＰＯ法人ＴＳＣ	H25.10.15～H30.10.14
3	○			特定非営利活動法人びわ湖トラスト	H25.11.6～H30.11.5
4	○			特定非営利活動法人サタデーピア	H25.12.11～H30.12.10
5	○		○	特定非営利活動法人あさがお	H25.1.15～H31.1.14（認定） （H24.9.11～H27.9.10）（仮認定） H26.1.1～H30.12.31（条例指定）
6	○			特定非営利活動法人ＮＰＯぽぽハウス	H26.2.27～H31.2.26
7	○			特定非営利活動法人びわこ豊穣の郷	H26.2.27～H31.2.26
8	○			特定非営利活動法人滋賀医療人育成協力機構	H26.3.13～H31.3.12
9	○			特定非営利活動法人おうみ犯罪被害者支援センター	H26.3.13～H31.3.12
10		○		特定非営利活動法人つどい	H26.8.21～H29.8.20
11	○			ＮＰＯ法人ｅネットびわ湖高島	H27.8.4～H32.8.3（認定） H26.8.27～H29.8.26（仮認定）
12	○			特定非営利活動法人マイママ・セラピー	H26.11.21～H31.11.20
13	○			特定非営利活動法人ひこね育ちのネットワーク・ラポール	H26.12.8～H31.12.7
14	○			特定非営利活動法人甲賀文化輝き	H27.9.7～H32.9.6

（3）他府県の条例個別指定ＮＰＯ法人の現状

他府県の条例個別指定の状況を見ると、９道府県で、条例個別指定制度を導入し、８道府県で実際に指定を行っています。件数別でみると神奈川県の42件が突出して多く、次いで、埼玉県、京都府となっています。

神奈川県の取組としては、ＮＰＯ法人を集めた説明会を定期的に開催し、制度の趣旨を周知するとともに、中間支援組織と連携し制度の周知と活用を呼び掛けています。

本県では、平成27年５月に県内すべてのＮＰＯ法人に、条例個別指定制度の概要とメリットを周知するチラシを配布し、併せてホームページを通じて指定申請について呼びかけを行っているところです。

○他府県の条例個別指定ＮＰＯ法人の現状

都道府県名	条例個別指定法人数
北海道	2
埼玉県	8
神奈川県	４２
三重県	1
滋賀県	1
京都府	8
奈良県	0
鳥取県	2
大分県	1

資料2

特定非営利活動促進法関連の動きについて

（平成 27 年 10 月現在）

1　背景

平成 24 年 4 月 1 日に施行された改正特定非営利活動促進法については、その附則において法律の施行後 3 年を目途に特定非営利活動に施策について検討を行う旨が規定されており、現在、超党派でつくる議員連盟において認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮等が検討されている。

NPO 制度の改正内容の詳細ついては、未だ公表されていないが、新聞報道やインターネット等の情報から以下の点について改正が予定されている模様。

2　予定されている改正内容

(1)　NPO 法人の認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮

NPO 法人の設立手続きを簡素化するため、NPO 法人の認証申請の添付書類（定款、役員名簿、設立趣旨書、活動計画書および活動予算書）の縦覧期間を 2 箇月から 1 箇月に短縮

(2)　資産の総額の登記の廃止

NPO 法人の登記事項から「資産の総額」を削除する。これにかわり、貸借対照表については、公告すること義務化

(3)　認定 NPO 法人の海外送金等に関する書類の事前提出義務の廃止

現行法においては、認定 NPO 法人が行う海外送金等について、

① 200 万円以下の場合は、所轄庁に対して書類を 1 事業年度に 1 回提出すること

② 200 万円超の場合は、その都度事前に書類を提出すること

が規定されているが、①の事前の書類提出義務の規定を削除し、200 万円超の海外送金等に関する書類の事前提出を不要とする。

資料3

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案

1法律案の背景

- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
  ⇒毎年1000億円程度発生（その後400～500億円程度が払戻し）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、**預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。**

2法律案の概要

1. 休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

2. 休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節(第3条～第8条)並びに第3章第2節(第18条・第19条)、第3節(第20条～第34条)及び第4節(第35条～第41条)】

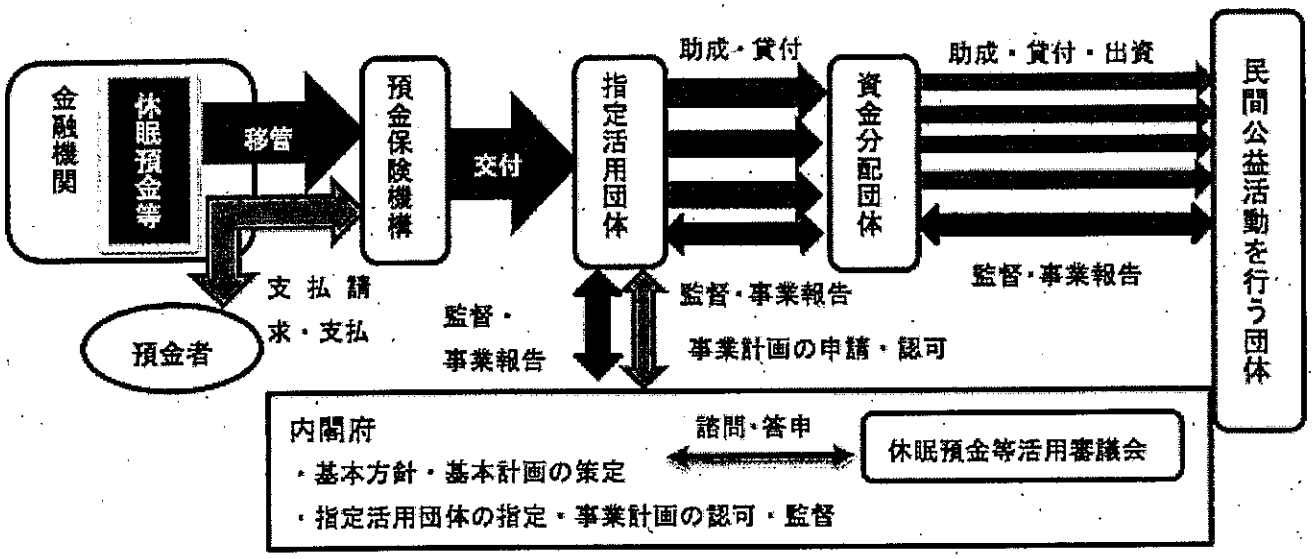

○ 預金者等であった者は、預金保険機構(委託を受けた金融機関)に対し、申出に基づき休眠預金等代替金(元本＋利子相当額)の支払を請求することができる。【第7条第2項】

(出典：休眠預金活用推進議員連盟ホームページ)

休眠預金の移管・管理・活用の仕組みのイメージ

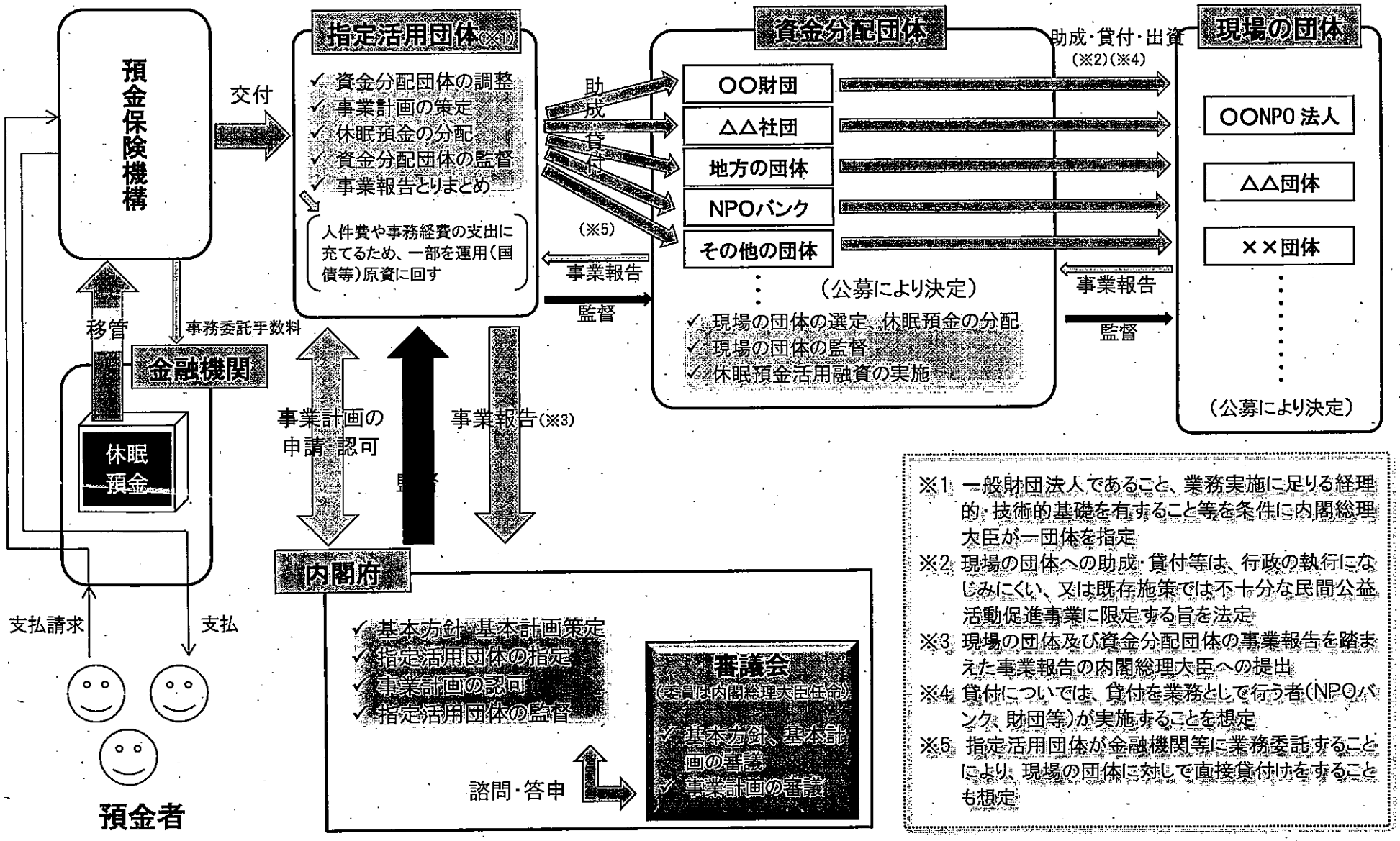

※1 一般財団法人であること、業務実施に足りる経理的・技術的基礎を有すること等を条件に内閣総理大臣が一団体を指定

※2 現場の団体への助成・貸付等は、行政の執行になじみにくい、又は既存施策では不十分な民間公益活動促進事業に限定する旨を法定

※3 現場の団体及び資金分配団体の事業報告を踏まえた事業報告の内閣総理大臣への提出

※4 貸付については、貸付を業務として行う者(NPOバンク、財団等)が実施することを想定

※5 指定活用団体が金融機関等に業務委託することにより、現場の団体に対して直接貸付けをすることも想定

資料4

(出典：休眠預金活用推進議員連盟ホームページ)

資料5

NPO 法人への信用保証制度の拡充について

1　背景

NPO など新たな事業・雇用の担い手に関する研究会中間論点整理
（平成 26 年 9 月）

NPO 法人の現状

地方においては、大都市圏への若者の流出といった人口の社会減少も伴い労働人口の減少により地域経済が低迷し、地域経済の縮小に伴う官・民サービス供給の減少又は不足が、地域における社会課題として顕在化している。このような地域における社会課題に対し、地域において多様な主体と連携しビジネスの手法を活用して解決を試みる先進的な取り組み（以下、「地域課題解決型事業」）を行う事業者として、NPO 法人が存在感を増している。

NPO 法人の中には、事業拡大だけを目的とするのではなく、小規模ながらも、結婚や出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職、育児期の女性たちが活躍できる場、あるいは、企業等を退職したシニアの活躍の場として多様な働き方を提供する NPO 法人もあり、雇用の担い手としても重要な側面を有している。

事業型 NPO 法人もいわゆる営利企業と同等と考えることができるとの整理のもと、事業型 NPO 法人については中小企業政策の対象として位置付けることが可能ではないかと考えられる。

2　支援の内容

NPO 法人への資金面の支援の一つとして、NPO 法人への信用保証制度の拡充が行われた。

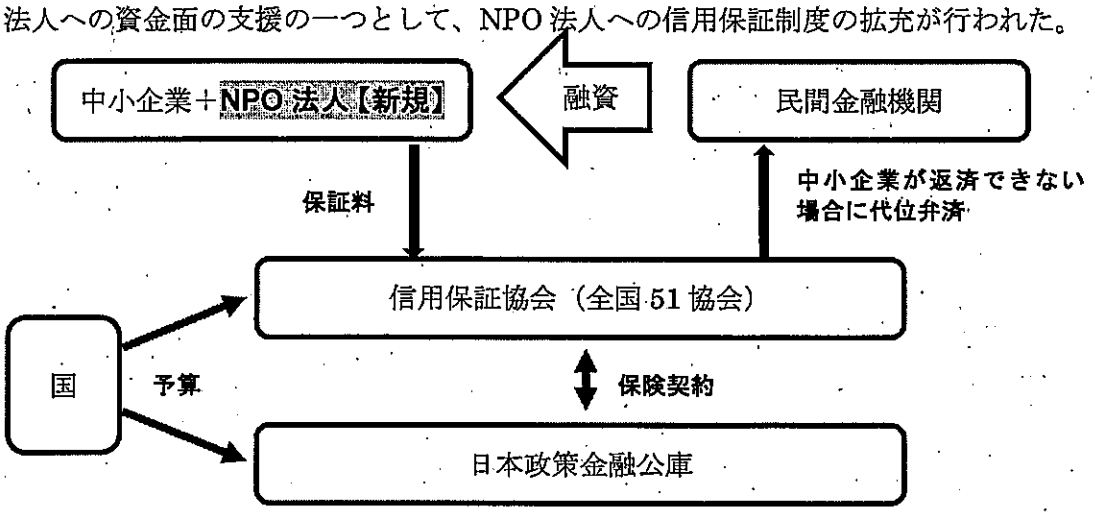

3　信用保証制度を利用できる NPO 法人の規模

業種	常時使用する従業員※1	資本金※2
製造業等	300 人以下	~~3 億円以下~~
卸売業	100 人以下	~~1 億円以下~~
サービス業	100 人以下	~~5 千万円以下~~
小売業（飲食業含む）	50 人以下	~~5 千万円以下~~

※1　NPO 法人との間に雇用契約関係のない「ボランティア」は従業員数には含まない。
※2　NPO 法人は、資本金の概念がないため

[参考]

資金面

ＮＰＯ法人の借入先

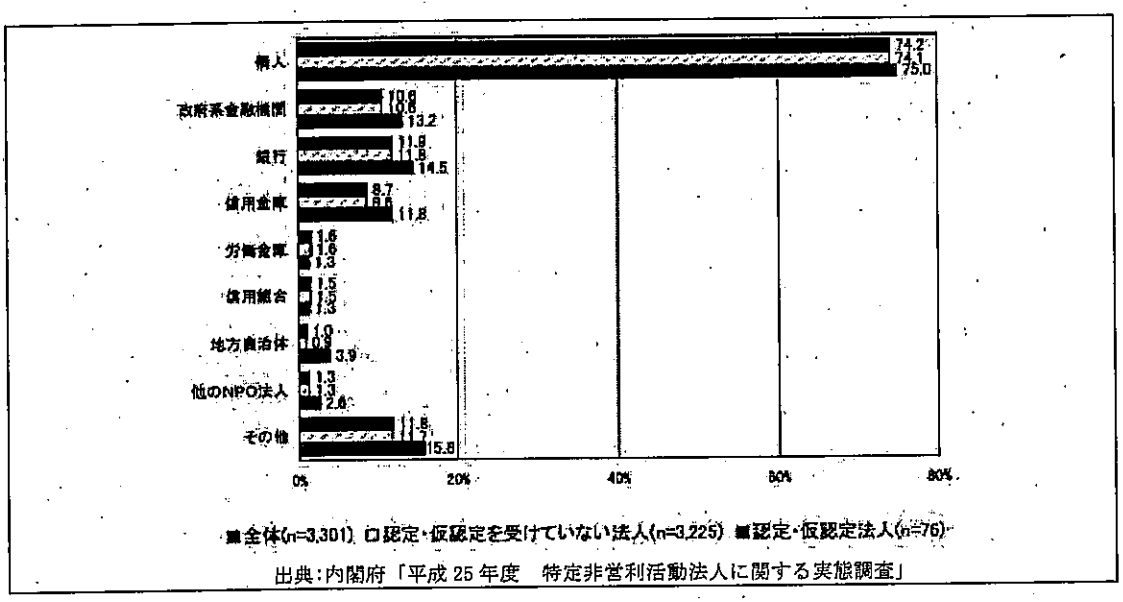

出典：内閣府「平成 25 年度　特定非営利活動法人に関する実態調査」

日本政策金融公庫のＮＰＯ法人向け融資実績の推移

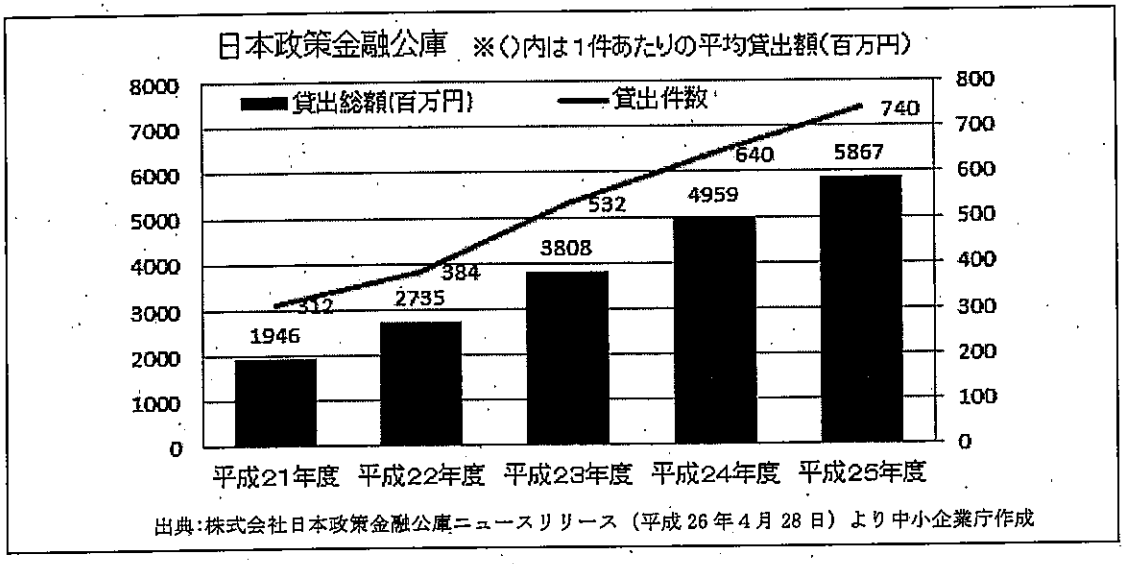

出典：株式会社日本政策金融公庫ニュースリリース（平成 26 年 4 月 28 日）より中小企業庁作成

参考資料1

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例

平成25年12月27日滋賀県条例第75号

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。

名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の２第１項第４号の期間
特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目２番４号	平成26年１月１日から平成30年12月31日まで

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例

(平成25年滋賀県条例第55号)

(趣旨)

第1条　この条例は、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）を指定するために必要な基準および手続を定めるものとする。

(指定の申出)

第2条　滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に申し出なければならない。

(1)特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名ならびに主たる事務所およびその他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地

(2)設立の年月日

(3)定款に記載された目的

(4)現に行っている事業の概要

(5)法第2条第1項に規定する特定非営利活動（以下「特定非営利活動」という。）を行う地域

(6)その他知事が必要と認める事項

(指定のために必要な手続)

第3条　知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。

(1)県内で活動する特定非営利活動法人であること。

(2)その行う特定非営利活動について、次に掲げる基準に該当していること。

ア　地域の課題の解決に資するものであること。

イ　前条第1項第5号に掲げる地域において、当該特定非営利活動法人の定款に記載された目的に適合した特定非営利活動に係る事業の活動の実績があり、その継続が見込まれること。

ウ　当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。

(3)事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として規則で定める割合が100分の50未満であること。

ア　会員またはこれに類するものとして規則で定める者（当該申出に係る特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡もしくは貸付けまたは役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡または意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他規則で定めるものを除く。）

イ　その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で規則で定めるものおよび会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(ア)会員等

(イ)特定の団体の構成員

(ウ)特定の職域に属する者

(エ)特定の地域に居住し、または事務所その他これに準ずるものを有する者

ウ　特定の著作物または特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

エ　特定の者に対し、その者の意に反した作為または不作為を求める活動

(4)その運営組織および経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア　各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ3分の1以下であること。

(ア)当該役員ならびに当該役員の配偶者および3親等以内の親族ならびに当該役員と規則で定める特殊の関係のある者

(イ)特定の法人（当該法人との間に発行済株式または出資（その有する自己の株式または出資を除く。）の総数または総額の100分の50以上の株式または出資の数または金額を直接または間接に保有する関係その他の

規則で定める関係のある法人を含む。）の役員または使用人である者ならびにこれらの者の配偶者および3親等以内の親族ならびにこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者

イ　各社員の表決権が平等であること。

ウ　その会計について公認会計士もしくは監査法人の監査を受けていることまたは規則で定めるところにより帳簿および書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿および書類を保存していること。

エ　その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として規則で定める経理が行われていないこと。

(5)その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア　次に掲げる活動を行っていないこと。

(ア)宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成すること。

(イ)政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対すること。

(ウ)特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対すること。

イ　その役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは3親等以内の親族またはこれらの者と規則で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして規則で定める基準に適合していること。

(6)次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを県内の事務所において閲覧させていること。

ア　法第28条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）

イ　法第10条第1項第2号イに規定する役員名簿

ウ　法第28条第2項に規定する定款等

エ　役員報酬および職員給与の支給に関する規程

(7)各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(8)法令もしくは条例（以下「法令等」という。）または法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、または得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(9)前条の規定による申出をした日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(10)第6号に掲げる書類について、正当な理由がある場合を除き、インターネットの利用により公表していること。

(11)次のいずれにも該当しないこと。

ア　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア)指定を受けた特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）が第5条第1項各号（第3号および第5号を除く。以下この号において同じ。）または第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの効力が生じた日から5年を経過しないもの

(イ)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項および第32条の11第1項の規定を除く。）もしくは滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の規定に違反したことにより、もしくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条もしくは第247条の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、または国税もしくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税もしくは地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ)暴力団の構成員等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）

イ　第5条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当し、指定を取り消された場合において、その取消しの効

力が生じた日から５年を経過しないもの

ウ　その定款または事業計画書の内容が法令等または法令等に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

エ　国税または地方税の滞納処分の執行がされているものまたは当該滞納処分の終了の日から３年を経過しないもの

オ　国税に係る重加算税または地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しないもの

カ　次のいずれかに該当するもの

(ア)暴力団

(イ)暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(12)実績判定期間（指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前２年内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。以下同じ。）において、第１号から第８号までおよび第10号に掲げる基準（第６号および第10号に掲げる基準（当該実績判定期間中に指定を受けていない期間に係るものに限る。）を除く。）に適合していること。

２　知事は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会の意見を聴くものとする。

(変更等の届出)

第４条　指定特定非営利活動法人は、第２条第１項第１号、第３号もしくは第４号に掲げる事項に変更があったとき、解散し、もしくは合併したときまたは県内に事務所を有しないこととなったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の取消しのために必要な手続)

第５条　知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行わなければならない。

(１)第３条第１項第11号アおよびウからカまでのいずれかに該当するとき。

(２)偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

(３)合併後存続する特定非営利活動法人または合併によって設立する特定非営利活動法人が第３条第１項各号に掲げる基準に適合しないと知事が認めたとき。

(４)指定特定非営利活動法人から指定の取消しの申出があったとき。

(５)指定特定非営利活動法人が解散したとき。

２　知事は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができる。

(１)法第29条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

(２)第３条第１項第１号から第５号まで、第７号、第８号および第11号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(３)前条の規定に違反して、届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。

(４)正当な理由がなく、第３条第１項第６号の規定に違反して書類を閲覧させず、または虚偽の書類を閲覧させたとき。

(５)正当な理由がなく、第３条第１項第10号の規定に違反して書類を公表しなかったとき。

(６)前各号に掲げるもののほか、法令等または法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

３　第３条第２項の規定は、前項の規定により指定の取消しのために必要な手続を行う場合について準用する。

(滋賀県特定非営利活動法人指定委員会)

第６条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県特定非営利活動法人指定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、第３条第２項（前条第３項において準用する場合を含む。）に規定する事項を審査するほか、知事の諮問に応じ、指定の基準および手続に関する事項を調査審議する。

(委員会の組織等)

第７条　委員会は、委員５人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることを妨げない。

5　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6　前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

第8条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付則

1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2　滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第3号中「関する寄附金」の右に「（次号に掲げる寄附金を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で別に条例で指定するもの（以下「指定特定非営利活動法人」という。）に対する当該指定特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、次に掲げるもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

ア　県内に主たる事務所を有する指定特定非営利活動法人に対するもの

イ　県内にその他の事務所を有する指定特定非営利活動法人に対するもの

3　滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中第13号の6を第13号の7とし、第13号の2から第13号の5までを1号ずつ繰り下げ、第13条の次に次の1号を加える。

(13) の2　滋賀県特定非営利活動法人指定委員会の委員

【参考】地方税法（昭和25年法律第226号）

（寄附金税額控除）

第37条の2

四　特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第3項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

3　第1項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則（平成25年滋賀県規則第13号）

（趣旨）

第１条　この規則は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（指定の申出）

第３条　条例第２条の規定による申出は、指定特定非営利活動法人指定申出書（別記様式第１号）により行うものとする。

２　前項の指定特定非営利活動法人指定申出書には、次の各号（当該特定非営利活動法人が滋賀県認証法人（所轄庁が滋賀県知事である特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、第１号から第３号まで）に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　条例第２条第４号および第５号に掲げる事項の内容を説明する書類

（２）　条例第３条第１項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類

（３）　寄附金充当予定事業一覧（別記様式第２号）

（４）　直近の事業報告書等

（５）　法第10条第１項第２号に規定する役員名簿（以下「役員名簿」という。）

（６）　法第28条第２項に規定する定款等

３　第１項の指定特定非営利活動法人指定申出書および前項各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ正本１通および副本１通とする。

（事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合）

第４条　条例第３条第１項第３号の規則で定める割合は、実績判定期間において、当該申出に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号アからエまでに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（会員に類するもの）

第５条　条例第３条第１項第３号アの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

（1）　当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等を受ける者または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加する者として当該申出に係る特定非営利活動法人の帳簿または書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該申出に係る特定非営利活動法人から継続的にもしくは反復して資産の譲渡等を受け、または相互の交流、連絡もしくは意見交換に参加するもの

（2）　当該申出に係る特定非営利活動法人の役員

（特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者）

第６条　条例第３条第１項第３号アの特定非営利活動法人の運営または業務の執行に関係しない者で規則で定めるものは、当該特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該特定非営利活動法人の活動に関係しないものとする。

（その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動）

第７条　条例第３条第１項第３号アの規則で定める活動は、次の各号に掲げるものとする。

（1）　当該申出に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね100分の10程度に相当する額以下のものおよび交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等から得て行うもの

（2）　当該申出に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第４条第１項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第９条第１項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申出に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のものおよび付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

（3）　法別表第19号に掲げる活動または同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県もしくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人もしくは公益財団法人である会員等または認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益のおよぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第８条　条例第３条第１項第３号イの規則で定めるものは、前条第３号に掲げる活動とする。

（特殊の関係）

第９条　条例第３条第１項第４号ア(ア)の規則で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

（１）　婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係

（２）　使用人である関係および使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係

（３）　前２号に掲げる関係のある者の配偶者および３親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（特定の法人との関係）

第10条　条例第３条第１項第４号ア(イ)の規則で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式または出資（その有する自己の株式または出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者およびこれとの間に直接支配関係がある１もしくは２以上の法人または当該一の者との間に直接支配関係がある１もしくは２以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数または総額の100分の50以上の数または金額の株式または出資を保有するものとみなす。

（役員または使用人である者との特殊の関係）

第11条　条例第３条第１項第４号ア(イ)の規則で定める特殊の関係は、第９条第２号中「役員」とあるのを「役員または使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（取引の記録ならびに帳簿および書類の保存）

第12条　条例第３条第１項第４号ウの規定による取引の記録ならびに帳簿および書類の保存は、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）第53条から第59条までの規定に準じて行うものとする。

（不適正な経理）

第13条　条例第３条第１項第４号エの規則で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

（役員、社員、職員もしくは寄附者等との特殊の関係）

第14条　条例第３条第１項第５号イの規則で定める特殊の関係は、第９条第２号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員もしくは寄附者またはこれらの者の配偶者もしくは３親等以内の親族」

と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

(特定の者と特別の関係がないものとされる基準)

第15条　条例第３条第１項第５号イの規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

（１）　当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容および事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員もしくは寄附者もしくはこれらの者の配偶者もしくは３親等以内の親族またはこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）に対し報酬または給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

（２）　役員等または役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

（３）　役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

（４）　営利を目的とした事業を行う者、条例第３条第１項第５号ア(ア)、(イ)もしくは(ウ)に掲げる活動を行う者または同号ア(ウ)に規定する特定の公職の候補者もしくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(指定の通知等)

第16条　知事は、指定の申出を行った特定非営利活動法人が指定を受けたときはその旨を、当該特定非営利活動法人が指定を受けなかったときまたは知事が当該特定非営利活動法人の指定のために必要な手続を行わないことを決定したときはその旨およびその理由を、当該特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

２　知事は、前項の特定非営利活動法人が指定を受けたときは、その旨および当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を各市町の長に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により周知するものとする。

（１）　名称

（２）　代表者の氏名

（３）　主たる事務所および県内の事務所の所在地

（４）　指定の効力を生じた年月日

（５）　当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容

（6） 条例第２条第５号に掲げる地域

（7） 当該指定特定非営利活動法人に対する寄附金が指定により個人県民税の税額控除の対象となる期間

（8） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（変更等の届出）

第17条 条例第４条の規定による変更等の届出は、指定特定非営利活動法人変更等届出書（別記様式第３号）により行うものとする。

2 前項の指定特定非営利活動法人変更等届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（1） 代表者の氏名の変更 変更後の代表者が条例第３条第１項第11号アからカまでに該当しない旨を説明する書類および変更後の役員名簿

（2） 定款の変更（登記事項に係るものに限る。） 変更後の定款および登記事項証明書

（3） 定款の変更（登記事項に係るものを除く。） 変更後の定款および当該変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第３項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものにあっては、当該認証を受けたことを証する書類の写し）

3 第１項の指定特定非営利活動法人変更等届出書および前項各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ正本１通および副本１通とする。

4 前条第２項の規定は、第１項の変更等の届出があったときについて準用する。

（委員会）

第18条 委員会に会長および副会長それぞれ１人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員会の会議）

第19条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、指定の申出を行った特定非営利活動法人の出席を求めて説明を求めることができる。

（委員会の庶務）

第20条　委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

（委任）

第21条　前３条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

（その他）

第22条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付　則

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

別記

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第17条関係）

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例施行規則（平成25年滋賀県規則第13号）第21条の規定により、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

２　会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、会長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

３　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（審議の公正）

第３条　委員は、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情を有すると判断する場合は、委員会の承認を得て審議および議決を回避することができる。

（資料提出その他の協力）

第４条　会長は、適当と認める者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の開陳および説明その他の必要な協力を求めることができる。

（諮問、答申等）

第５条　知事が委員会に対して行う諮問は、知事は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるよう必要な資料を添付するものとする。

２　委員会が知事に対して行う答申および意見建議は、文書をもって行うものとする。

（議事録の作成）

第６条　会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

(1) 会議の日時および場所
(2) 出席者の氏名
(3) 議題
(4) 審議の経過
(5) 議決した事項
(6) その他必要な事項

２　議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。

（会議の公開）

第７条　会議は、公開の議決をした場合を除き、非公開とする。

２　会議を公開する場合は、会議の傍聴を認めることにより行うものとし、この場合の必要な手続は、別に定めるものとする。

（議事録等の公開）

第８条　会議の議事録および配付資料（以下「議事録等」という）。）は、次の場合を除き公開する。

(1) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例（平成25年滋賀県条例第25号。以下「条例」という。）第３条に掲げる事項に関する審議

(2) 条例第５条に掲げる事項に関する審議

(3) 条例第６条第２項に規定する知事からの諮問に関する審議

２　前項の規定にかかわらず、議事録等を公開することにより当事者または第三者の権利または利益、公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が正当な理由があると認めた場合にあっては、その全部または一部を非公開とすることができる。

３　前２項の規定により会議の議事録を非公開とする場合は、その理由を公表するとともに、議事要旨を作成し、当該会議に出席した委員の確認を得て公開する。

（雑則）

第９条　この要領に定めるもののほか、委員会の会議その他運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付　則

この要領は、平成25年６月20日から施行する。

ＮＰＯ法人条例個別指定制度の概要

滋賀県では、条例個別指定を受けたＮＰＯ法人（指定ＮＰＯ法人）に寄附した方が税制上の優遇措置を受けられる「条例個別指定制度」を導入しています。

１　条例個別指定制度とは

個人住民税の寄附金控除の対象となるＮＰＯ法人を、自治体が個別に条例で指定することにより、そのＮＰＯ法人に寄附した県民の個人住民税を優遇し、指定を受けたＮＰＯ法人への寄附を促進する制度です。

２　指定ＮＰＯ法人になるメリット

（１）寄附者に対する県民税の税額控除

条例個別指定を受けたＮＰＯ法人（※）に県民が寄附をすると、寄附金のうち２千円を超える部分について、４％が個人県民税から税額控除されるため、県民から指定ＮＰＯ法人への寄附の促進につながります。　（※ 一定の要件があります。）

【寄附者に対する税制上の優遇措置の概要】

条例個別指定を受けると

寄附者に対する優遇

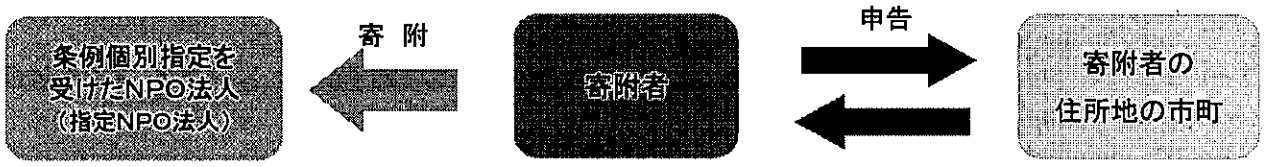

寄附額の4%が税額控除

例えば、県民が指定ＮＰＯ法人に、10,000 円を寄附した場合

10,000 円－2,000 円（基礎控除）×４％（県民税）＝320 円（税額控除）

寄付者の個人県民税について、320 円の税額控除を受けられます。（一定の要件があります。）

（２）認定ＮＰＯ法人となるためのステップとなります

条例個別指定を受けたＮＰＯ法人は、認定ＮＰＯ法人の認定基準のひとつである「ＰＳＴ（パブリックサポートテスト）基準」を満たすこととなるため、さらに大きな税制上の優遇措置のある認定ＮＰＯ法人になりやすくなります。

（３）社会的な信頼性が高まります

条例に法人名が明記されますので、法人の知名度が向上し、信頼性が高まります。

3　手続きの流れ

ＮＰＯ法人から指定の申出を受けて滋賀県特定非営利活動法人指定委員会が指定基準に適合しているかどうか審査し、基準に適合しているものについて指定条例案を上程、議会の議決を経て指定となります。

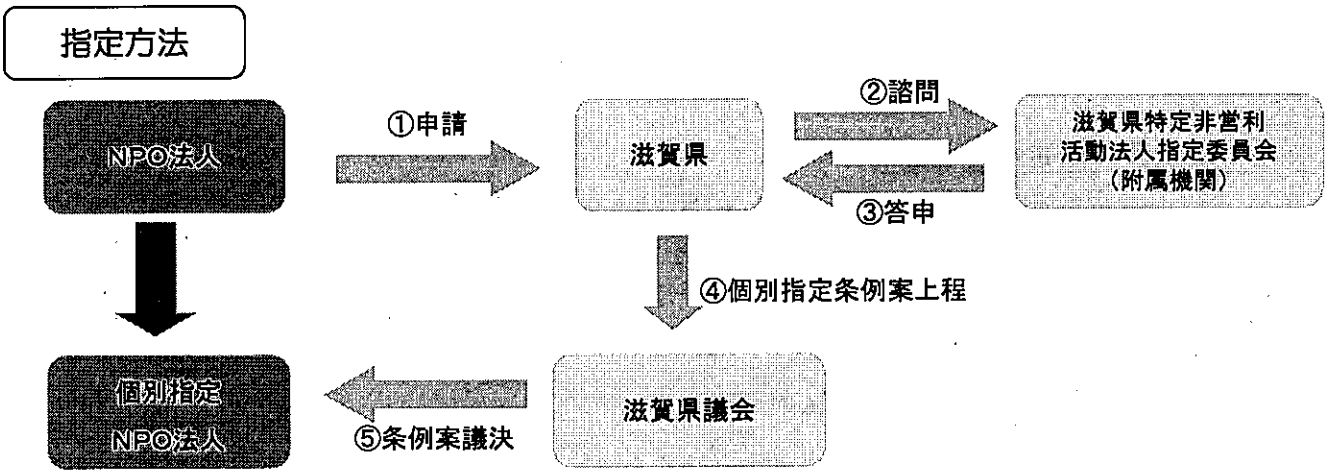

4　指定の基準

滋賀県では、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例・同施行規則等に指定の基準および手続を規定しています。

指定の基準は、認定ＮＰＯ法人のＰＳＴ基準を除いた基準に準じたものとしているため、指定を受けたＮＰＯ法人は円滑に認定ＮＰＯ法人に移行することが期待できます。

指定の基準の概要

① 次の要件を満たしていること。
- 県内で活動するNPO法人であること。
- 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。
- 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
- 法人以外の者から支持されている実績があること。

② 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること。

③ 運営組織および経理が適切であること。

④ 事業活動の内容が適正であること。

⑤ 情報公開を適切に行っていること。

⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。

⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

指定の申請に当たっては、書類の作成に留意すべき点が多くありますので、申請をご検討中の場合は、事前相談をご活用ください。

【お問い合わせ】
滋賀県 総合政策部県民活動生活課 県民活動・協働推進室（大津市京町四丁目１－１）
TEL：077-528-4633　FAX：077-528-4840　e-mail：npo@pref.shiga.lg.jp